

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第2回朝霞市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年7月11日（木） 午後1時30分から午後2時00分まで
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室
出席者及び欠席者の職・氏名	○出席委員（18人） ※敬称略 《会長》 渡辺 淳史 《副会長》 野本 一幸 《被保険者を代表する委員》 石崎 ケイ子、伊藤 勉、上野 博、関根 悟、安田 敏男 《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》 青柳 徹二、浅野 修、関 昌之、滝澤 義和、新保 敦子 《公益を代表する委員》 遠藤 光博、石原 実、東山 とも子 《被用者保険等保険者を代表する委員》 工藤 敦智、高橋 綾子、岸 哲也 ○欠席委員（なし） ○事務局（6人） 《こども・健康部長》 堤田 俊雄 《保険年金課》 課長 河田 賢一、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主事 増田 耕平、 保健事業係長 岡 裕子
議 題	1 開会 2 あいさつ 3 審議会等の会議の公開に関する指針 4 議事録署名委員指名 5 議題 （1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて【諮問】 （2）朝霞市国民健康保険運営協議会への諮問について （答申）（案） （3）その他 6 閉会
会議資料	・ 会議次第 ・ 資料1 朝霞市国民健康保険税の見直しについて ・ 資料2 市町村標準保険税率（令和6年度ベース）のモデルケース ・ 朝霞市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）（案） ・ 令和6年度 保険税率等の状況

会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員 2 人による確認	
傍聴者の数	2 人	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
■ 1 開会 ○事務局：平間 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 まず資料の確認をお願いいたします。 資料につきましては、事前に資料 2 点送付させていただきました。 「資料 1 議題（1）朝霞市国民健康保険税の見直しについて」で、第 1 回と異なる点は、標準保険税率を令和 5 年度ベースから令和 6 年度ベースに変更しております。 次に「資料 2 市町村標準保険税率令和 6 年度ベースのモデルケース」をお渡ししております なお、本日机の上に置いてありますが、「資料 2 市町村標準保険税率令和 6 年度ベースのモデルケース」につきましては、令和 9 年度の金額を変更いたしましたので、差し替えをお願いいたします。 また、本日追加資料として机の上に「会議次第」、「朝霞市国民健康保険運営協議会の諮問について（答申案）」、参考資料として第 1 回で使用した「資料 1」と「資料 3」を置かせていただいております。 お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。 ■ 2 あいさつ ○事務局：平間 それでは、次に保険年金課長からごあいさつさせていただきます。 ○事務局：河田 委員の皆様におかれましては、猛暑の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 本日は、第 1 回の税率の見直し案と合わせて答申案をこの後ご審議いただくことになります。 この場で、令和 6 年度の県内全市町村の保険税率についてご紹介させていただきます。県内全市町村の所得割の平均につきましては、本市は 11.4%ですが、県内平均は 11.2%でございます。資産割につきましては、本市は 33%ですが、県内平均は 3.43%でございます。均等割につきましては、本市は 3 万円ですが、県内平均が 5 万 3,351 円でございます。平等割につきましては、本市は 1 万 4,000 円です		

が、県内平均は1,937円でございます。

本市としては段階的に税率を改正させていただき提案をさせていただいておりますので、本日は慎重にご審議をいただければと思います。簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

■3 審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

それでは、令和6年度第2回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。したがって、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

■4 議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、石崎委員と伊藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

■5 議題

(1) 朝霞市国民健康保険税の見直しについて【諮問】

○渡辺会長

議題(1)朝霞市国民健康保険税の見直しについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：河田

それでは、資料1に基づき、ご説明させていただきます。

先日の第1回会議において、保険税を見直すに当たり、被保険者の保険税が急激な負担増とならないよう、段階的に令和7年度から令和9年度にかけて保険税率を改正すること、賦課方式を令和9年度には4方式から2方式に変更することをご説明させていただきました。その際には、埼玉県が公表しております令和5年度ベースの市町村標準保険税率をもとに改正案をお示しさせていただきました。

第1回会議の中で、第2回会議において、令和6年度ベースの市町村標準保険税率をもとにした改正案をお示しし、ご審議いただくこととなっております。

本市の現行の保険税率と埼玉県が公表している令和6年度ベースの市町村標準保険税率につきまして、(1)標準保険税率の【令和7年度からの段階的な保険税率の改正

(案)】をご覧くださいますと、均等割額が大きな差となっております。

なお、第1回会議でお示した数値から変更した箇所につきましては、太字で表記しております。変更箇所について、表下段の合計をもとにご説明します。

令和6年度と令和7年度の合計で比較しますと、所得割が0.5%の増、第1回資料では0.3%の増でございました。資産割、均等割、平等割に変更はありません。

令和7年度と令和8年度の合計で比較しますと、所得割が0.4%の増、増加率は第1回資料と同様でございます。資産割、均等割、平等割に変更はありません。

令和8年度と令和9年度の合計で比較しますと、所得割は0.29%の増、第1回資料では0.09%の増、均等割は1万5,063円の増、第1回資料では1万4,078円の増でございました。

次に資料2をご覧ください。

第1回会議でお示したものを、令和6年度ベースで改めて試算したものです。こちらにつきましても変更となった箇所についてご説明いたします。

まずケース1について、令和9年度の額が第1回資料の1万7,500円から1万7,800円と、300円の増となっており、令和6年度から令和9年度までの保険税の差額は7,000円から7,300円と、300円の増となっております。

次にケース2について、令和7年度が10万3,100円から10万3,600円と、500円の増で、令和9年度は10万2,800円から10万4,600円と、1,800円の増となり、令和6年度から令和9年度までの保険税の差額はマイナス5,400円からマイナス3,600円と、1,800円の増となっております。

次にケース3について、令和7年度が26万7,200円から26万9,600円と、2,400円の増で、令和9年度は31万1,000円から31万8,400円と、7,400円の増となり、令和6年度から令和9年度までの保険税の差額は6万2,200円から6万9,600円と、7,400円の増となっております。

最後にケース4につきましては、令和7年度が40万5,500円から41万100円と4,600円の増となっており、令和9年度は49万4,500円から50万7,300円と1万2,800円の増となっています。令和6年度から令和9年度までの保険税の差額は13万3,900円から14万6,700円と1万2,800円の増となっております。

令和5年度ベースより、令和6年度ベースの市町村標準保険税率での試算が高くなる結果となっておりますので、いずれのケースにおきましても第1回より高い数値となっております。

第1回会議でもご説明させていただきましたが、令和9年度まで段階的に保険税率を改正するほか、その税率等については、毎年度、市町村標準保険税が算定されることから、毎年改正が必要と考えております。

渡辺会長が答申案を作成されておりますので、この後、答申案について皆様でご協議をいただければと思います。

○渡辺会長

説明いただいた件について質問等ありましたら、挙手をお願いします。遠藤委員。

○遠藤委員

先ほど説明にあった、他市との比較の数字だったと思うのですが、資料としていただくことは可能でしょうか。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

準備して後ほど提出させていただきます。

○渡辺会長

この件については、準備でき次第お渡しするようにいたします。

他に質疑等ありますか。関根委員。

○関根委員

国民健康保険税の見直しについて、前回この運営協議会に諮問され協議しましたが、その後6月議会が開催されました。議会では、この件に関して何か質問などありましたでしょうか。

○事務局：河田

6月議会での質問について、概要をご説明します。

まず、埼玉県第三期運営方針がスタートしましたが、それはどのような内容なのかという質問がありました。

続いて、5月30日開催の国民健康保険運営協議会に諮問した内容と、委員の皆様から出された意見というのはどのようなものですかという質問がありました。

また、令和9年度の準統一に向けて、夫婦と子ども1人の3人世帯の場合の、今年度と令和7年度、令和8年度、令和9年度の保険税の試算はどのようになるのかという質問がありました。

さらに、今後のスケジュールについての質問がありました。

続いて、住民説明会の開催方法について、当事者に知らせが届くようにということと、朝霞駅と朝霞台駅方面の2か所での開催を予定しているのですが、その回数を増やすことも含めて検討していただきたいという要望をいただきました。

また、保険税率を市独自に標準保険税率とは別に設定したい場合の罰則について、3月議会でも特に罰則はないと答弁しておりましたが、その後も変更ないかという質問がありました。

最後に、保健事業費などの決算補填目的以外の法定外繰入金については、国は認めていると聞いているが、埼玉県はそれを認めないという方針は変わっていないのかという質問がありました

以上です。

○渡辺会長

他に質疑等ありますか。石崎委員。

○石崎委員

保険税の軽減措置に関して、次年度以降も、今までどおりの所得区分や軽減割合なのか、それとも統一になると変更があるのか、お聞かせください。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

改正後の保険税が、被保険者に対して急激な負担増とならないよう財源不足となる保健事業の支援を検討するということを考えていきたいと思っております。

金額等、具体的なものについては、今後税收等の関係でもどのようになるかわからないのですが、ただそういったことも視野に入れていくことを考えております。

○渡辺会長

石崎委員。

○石崎委員

今回の税制改正により、ほとんどの世帯が増税になるかと思いますので、丁寧な対応をお手数ですがお願いしたいと思います。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

先ほどご説明させていただいた中で、朝霞駅と朝霞台駅方面での住民説明会の開催を予定しておりますが、そこに参加できなかった方々にも、例えばDVD等をご用意させていただいて、ご要望に応じて提供するなどして、被保険者の皆様に丁寧な説明をしていきたいと考えております。

併せて広報等につきましても、周知してまいります。

○渡辺会長

他に何かありますか。

ないので、遠藤委員から依頼のあった資料については出来次第お渡しいたします。次の議題の方に移らせていただきます。

（２）朝霞市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）（案）

○渡辺会長

それでは、議題（２）朝霞市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）（案）についてを議題といたします。

令和６年５月３０日の第１回会議を受け、答申案を作成させていただきました。

内容といたしましては、本日の会議資料１の【令和７年度からの段階的な保険税率の改正（案）】の内容で答申したいと考えております。

また、付帯意見として、令和８年度、令和９年度の保険税率については、毎年度、埼玉県が公表する市町村標準保険税率をもとに算出すること。また、新しく国民健康保険税の負担が急激に増加することがないように、財源不足となる保健事業の支援を検討すること、としております。

この答申案についてご異議がなければ、これをもって答申したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは、ご異議なしと認め、お示ししました答申案で答申いたします。

（３）その他

○渡辺会長

それでは、議題（３）について、事務局から報告等ありますか。平間課長補佐。

○事務局：平間

今回の運営協議会につきまして、ご連絡させていただきます。

次回は、８月１日木曜日の開催を予定しております。

議題といたしましては、令和５年度の決算案および令和６年度補正予算案、また紙の保険証の廃止に伴う国民健康保険条例の一部改正等を予定しております。

以上で事務局からの連絡を終了いたします。

○渡辺会長

他に何かありますか。浅野委員。

○浅野委員

令和６年度ベースのモデルケースの説明があつて、大変だという状況が出ておりますが、ケース４を見てみると、お子さんがいる家庭などでは、月４，０００円からそれ以上の保険税が上がるという負担感がすごく多くなると考えます。これらについて、朝霞市としては何か対策を講じる考えはあるのでしょうか。

○渡辺会長
河田課長。

○事務局：河田

現在、朝霞市は資産割という割合が県内市で一番高い状況ですが、その資産割を今後、廃止しなくてはなりません。一方で、国保に加入している人数によって税額がかかる均等割をどうしても上げざるを得ない状況です。

県内の市町村と比較すると、決して高いわけではないのですが、今までかかっていなかった部分が高くなってしまいますので、朝霞市単独で何かを手を打つということではなく、県や国に対して、現在の制度では小学校入学前までの子どもの均等割額が半額となっておりますが、年齢上限を引き上げて１８歳まで対象に入れてもらうなどの制度的な部分の要望を、機会がある度に提出していくことを考えていることから、市単独で何かをするということは難しいものと考えております。

○渡辺会長
浅野委員。

○浅野委員

それで良いと思っている人は少ないと思います。

ですから、令和１０年度以降の軽減適用というのも含めて、きちんと今から考えていかないと、大変な状態になると私は思います。

○渡辺会長
河田課長。

○事務局：河田

私どもとしましては、被保険者の皆様の負担を少しでも軽減できるよう、県の会議など、制度の運用について機会ある度に、意見は言ってまいりたいと考えております。

■５ 閉会

○渡辺会長

はい。ほかに何かございますか。河田課長。

○事務局：河田

依頼のありました資料については、後日皆様に郵送させていただいても良いでしょうか。

○渡辺会長

それでは、郵送でお願いします。

最後に、運営協議会として、答申案のとおり答申させていただきます。

以上をもちまして令和６年度第２回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(了)